

適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和7年11月25日
公正取引委員会

労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの12の行動指針

等

- ・ **労務費転嫁指針の取組状況をフォローアップ**
(指針に沿った事業活動の状況について、12の行動指針ごとに把握)
- ・ 令和6年度に行った注意喚起文書の送付(13,929名)や事業者名の公表(3名)の対象になった事業者の取組状況をフォローアップ

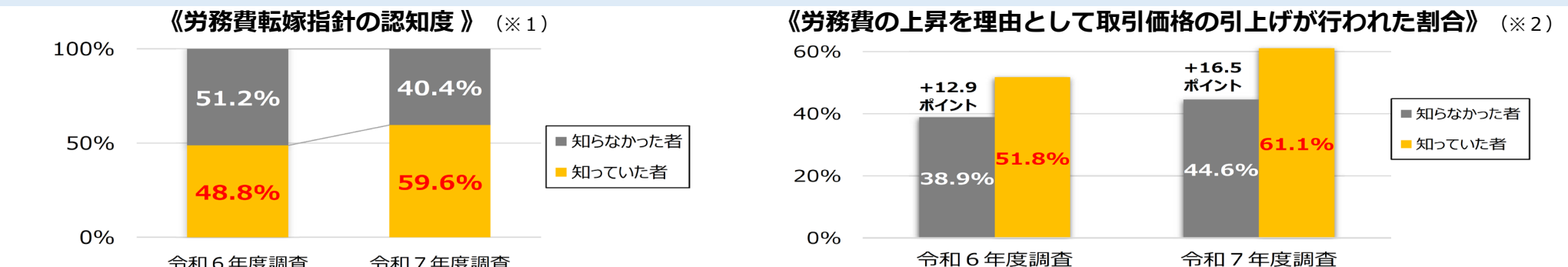
- ・ **12万名を超える事業者**を対象に実施
- ・ コストに占める労務費の割合が高い、労務費の転嫁率が低いといった、**特に対応が必要な業種**に対して重点的に調査票を送付

- ・ 下請法を改正した取適法（令和８年１月施行）、独占禁止法Ｑ＆Ａの考え方に基づき、独占禁止法や取適法に違反する事案について、引き続き厳正に対処する等

(3) 令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果（速報値）

- ✓ 労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが道半ば。他方、労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、**労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい**傾向に変わりはない。
- ✓ 労務費に係る価格協議は進展している。他方、**製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等とサプライチェーンの段階を遡るほど、労務費の要請受諾率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない状況に変わりはない。**

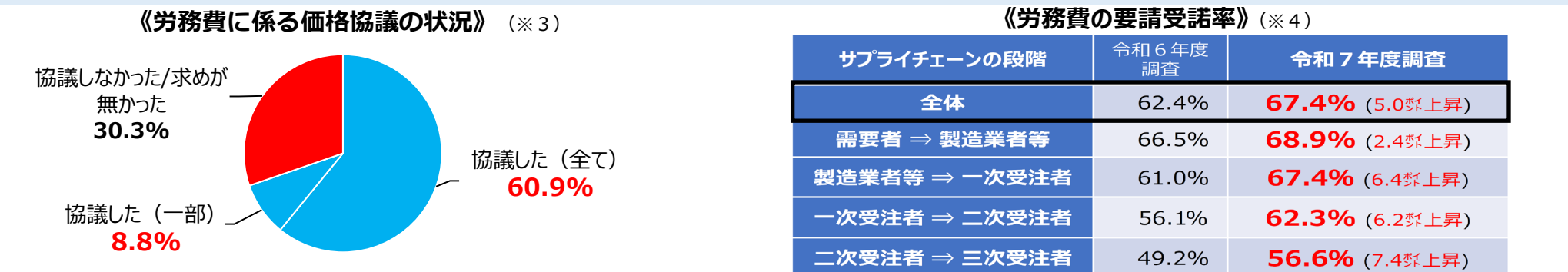
① 労務費転嫁指針のフォローアップ



(※1) 発注者・受注者の立場を問わず、指針について「知っていた」か否かの割合。都道府県別にみると、全ての都道府県において「知っていた」と回答した者が50%を超えた。

(※2) 受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

② 価格協議の状況



(※3) 発注者の立場として、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。
全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は60.9%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると69.7%）。

(※4) この要請受諾率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

【全国47都道府県における事業者向け説明会】

8月21日～12月中目処

- ・ 令和8年1月1日に施行する取適法の周知のため、全国47都道府県での説明会、関係省庁と連携した業種別説明会、業界団体向け説明会を実施。



【中小事業者団体向けのプッシュ型広報・広聴企画の開催】

- ・ 「取引改善のススメ」をテーマとして、受託事業者に労務費転嫁指針等の積極的な活用を促すための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

【取適法の周知動画（桃太郎動画）】

11月7日に公正取引委員会ウェブサイトの特設ページ等で公開

- ・ 各種媒体で周知動画の放映
(例：特設ページ、電車内広告、テレビCM等)
- ・ ウェブ広告、SNSの活用

【実務に役立つ具体例の紹介】

- ・ 取適法テキスト(11月中に公表予定)等により具体例の紹介